

## 小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和4年4月20日
- 2 開会年月日、時間 令和4年4月27日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 15名  
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数  
・農業委員 7名  
小林 春代 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭 小林 広幸  
牧 けい子 関口 実夫  
・農地利用最適化推進委員 5名  
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男  
関谷 正治
- 6 欠席委員 2名  
三田 和彦 竹内 邦広
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 湯浅 泰明 草間 愉佳子 安藤 史紋
- 9 会議の附議事項  
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案 第3号 農用地利用集積計画の決定について  
報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

### 10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時04分）

議長：委員総数9名 出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今より4月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、3番岩崎博行委員、4番平松幸明委員の両名にお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号1について、11番本間委員より説明願います。

11番本間委員：譲渡人は、昨年に元の所有者だった飯田の方が亡くなられたことを受けて親族で相続したのですが、ご覧のとおり町外に住んでおられます。譲渡人と譲受人との関係については、飯田地区の近所の繋がりがあって、譲渡人が遠くて管理できないので、譲受人が今回の申請地をすでに10年以上前から利用していた、ということで、今回、買って欲しくないかという話がされ、譲受人がこれを引き受けることにしました。この畑はずっと栗を作っています。今後もこのまま栗を作っていくことになります。

地図は1ページになります。申請地は2筆ありますけれども、2筆目は隣接する道路が開通した時に1筆目から分断された所だそうで16㎡しかないのでは何か作れるような広さはなく、譲受人の自宅が西隣であることから目隠しに木が1本植えてある状態です。

農機具については、乗用草刈機1台、軽トラック1台です。労働力は奥様と2名です。農地は譲受人の家の目の前なので、行くのに時間はかかりません。

譲受人はこれまで栗の栽培はずっとやっていますので、引き続きここで栗の栽培を続けても、問題はないと考えます。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号1は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号1は許可とします。

続いて、番号2について、7番小林委員より説明願います。

7番小林委員：地図は2ページをご覧ください。

双方、北岡の方になります。譲渡人は昨年少し体の調子を悪くされて、また自分でやっているところのリンゴ畑では冬の間、雪で何本か木の枝が折れてしまって、少し意欲が薄れてしまっています。譲受人は隣の畑をやっていて、その話を聞いて、それでは自分がやりましょう、ということで売買の話がまとまりました。

譲受人にはもともとこの園地の南と東に接する所に畑がありまして、譲渡人はこれまで申請地へSSを乗り入れるのに譲受人の畑を通して出入りしていました。

譲渡人はもともと造園業をやっている、8割が造園、農業は2割という状況だったのですが、今は、造園業のほうは1割程度になっていて、9割方農業をやっています。このSSの通り道の畑は、もともと造園業の資材置き場としても使っていた所で、双方の話し合いにより、そこを譲渡人のSSの通り道にもしていたそうです。

譲受人の所有する農機具は、SS1台、軽トラック1台、乗用モア1台、トラクター1台です。労力は夫婦2名です。自宅が申請地の東150mの所にあるということで、とても近い場所にあります。

また、ここは今リンゴが植わっていて、今後もこのままリンゴ栽培を続けるということです。以上です。

議長：質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 2 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 2 は許可とします。  
続いて、番号 3 について、12 番桐原委員より説明願います。

12 番桐原委員：地図は 2 ページになります。申請地は 4 筆ほどありますが、まとまっています。

貸付人は北岡の方で、借受人は中町の方です。申請地は栗の畑で、そのまま栗畑として借りるということです。貸付人につきましては、体調も悪く、経営規模を縮小されたいとのことです。借受人については規模拡大ということで、これまでも畑を借りられたりして栗をやっていますので、今回も問題はないかと思えます。

農機具は SS1 台、軽トラック 1 台、乗用草刈機 1 台、トラクター 1 台、高所作業車 1 台となっており、労力は本人と奥さん、それから娘さんが手伝うということで 3 名です。申請地までは約 2km あり、車で約 5 分位です。

特段問題はないと思えますので、よろしく願います。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 3 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 3 は許可とします。  
続いて、番号 4 について、私より説明致します。

議長：地図は 3 ページになります。面積が非常に小さいわけですが、これにつきましては、申請地の周辺の農地とまとめてすでに双方で話が済んでいて、他の農地については許可済みなのですが、今回の申請地 1 筆につきましてはその時に記載漏れとなって所有権移転ができないでいたため、今回改めて所有権移転の申請手続を行った、という経過がございます。ということで、譲渡価格は無償という形になっています。

譲受人の機械装備、家族労力等はこれまでも紹介してきていますので、省略させていただきます。

以上です。

議長：質問等ございましたら願います。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 4 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 4 は許可とします。  
続いて、番号 5 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 4 ページをご覧ください。申請地は、小布施駅の北すぐの踏切を西に渡って、しばらく進んだ所の道沿いにあります。

譲渡人は林の方、借受人は松村の方です。譲渡人は高齢になってきており、これまでも農地を売却したりして規模縮小を進めています。譲受人の方は現在会社勤めをしていますが、家族の労力を中心として農業をする場所を探していたところで、このほど、町農地バンク事業に登録をしたところ、ご覧の譲渡人との間で売買の話がまとまったものです。

譲受人の現在の営農規模ですが、雁田沖に親族から借り受けている普通畑が約 1 反 5 畝あり、ここは自家消費用の野菜作りをメインにしており、最近は栗の苗木を少し植えたという状況になっています。労力は、本人と妻、子ども 2 人の計 4 名で、主たる労力は次女となっています。この方の労働日数が年間 200 日となっています。この従事日数は、妻の実家が農業をやっているとのことで、そちらの労力にもなっていることによるものです。農機具の保有状況については、軽トラック 1 台、その他は SS、乗用草刈機、トラクター各 1 台を妻の実家が所有していて、それらを借りて使うとのこと。

申請地は現在栗畑で、買い受け後も栗の栽培を継続する予定です。栗の栽培のご経験はまだないため、現在、インターネットで栽培方法を調査したりして学習中ですが、農作業で困ったことがあった場合は、今回の譲渡人に相談してよいことになっている、と聞いております。畑までの距離は松村の自宅から約 2 km あります。

申請地は大きな面積ではないですし、妻の実家や譲渡人からのバックアップもありますので、しっかりやって頂けるのではないかと考えます。

議長：質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 5 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 5 は許可とします。

議長：次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：転用目的は離れの新築です。転用面積は 185 m<sup>2</sup>です。

地図は 5 ページをご覧ください。申請地は、小布施橋東交差点のすぐ東の区画内にあります。

それでは本日配布の資料は1ページから3ページにかけてをご覧ください。申請書の書面の3欄の理由は次のページの別紙に記載されています。申請者は、現在は申請地の南東隣接地にある既存宅地で母親の面倒を見ながら同居していますが、申請者が生活様式の違い等諸事情ありまして、それを考慮し、近くに別の住まいを建てることを希望しています。

これまでの経過としては、別紙でご覧のような土地も候補地としましたが、母親が要介護の状態であるため、すぐに駆け付けられる場所であることが必要で、北西隣接地のこの土地を選定しています。なお、候補地①は申請地の東隣の土地で、宅地ですので転用許可も要らないため、一番はじめはこの土地を検討したのですが、資料をご覧のとおり、この区画は敷地面積の小さい民家が連なっており、集合駐車場としたい旨の要望があったとのことで諦めています。

では許可基準について説明します。転用許可基準の立地基準については、農地の連坦が10haに満たないこと、及び、農振農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれでもないことから、第2種農地と判断されていますが、他の土地では母の介護という目的を達成できると認められないため、許可はされ得ると考えております。

次に、一般基準について、事業実施の確実性は、自己資金の残高証明、及び金融機関からの融資審査結果通知により確認致しました。申請地は元所有者の相続財産管理人名義となっております、所有権移転に当たって支障となる要素はございません。また、隣接地の状況については地図資料の方でお伝えしたところですが、北側は農地が接している状況で、他の3方向はすべて宅地に囲まれています。よって北側の隣接農地に対して特段の対策を要しますが、これは申請書の6欄に記載があるとおり、工事中及び施工後の維持管理において細心の注意を払う、ということであり、また、配布資料の3ページの図面に示されていますが、雨水は敷地内に浸透柵を設けて排水します。給排水については、こちらは離れの建設ということであり、水道を必要とする設備は全く設けない計画となっていますので、下に水管を通す計画はありません。

以上のことから、周辺の農地への影響は特に認められず、転用はやむを得ないと考えます。ご審議をよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問ありましたらお願いします。

1番小林委員：これは離れだということですが、お風呂や台所などは一切ないということですか。

事務局：はい、そうです。母親が要介護なので、基本的に在宅時の生活のほとんどの時間は既存の住宅のなかで行う予定で、トイレも母屋だけ、ということです。

議長：他に質問はございますか。

—質問—

議長：他に質問が無ければ、番号1は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号1は異議なしとします。

続いて、番号2について、事務局より説明願います。

事務局：転用目的は住宅です。転用面積は 442 m<sup>2</sup>です。

貸付人は須坂市の方、借受人は中野市の方ですが、両者は祖母と孫の関係です。

地図は 6 ページをご覧ください。申請地は、林の交差点の南西約 200mのところにあります。

それでは、本日配布の資料は 4 ページと 5 ページをご覧ください。申請書の書面の 3 欄に記載のとおりですが、現在は町外のアパートに住んでおり、今後の世帯の承継のことを考えて、実家の近くでの自宅の新築に思い至りました。

転用許可基準の立地基準については、10ha 以上の農地の連坦が認められることから、第 1 種農地と判断されていますので、原則不許可ですが、集落接続として例外規定で認められると考えております。

次に、一般基準について、事業実施の確実性は、金融機関からの融資審査結果通知により確認致しました。申請地は貸付人の所有地であり、抵当権等は設定されていません。また、隣接地の状況については、申請書の 6 欄にも記載がございますが、北側は実家なので宅地です。ここは貸付人の祖母が最近までお住まいだった場所で、現在は祖母が転出しているため両親が 2 人で住んでいます。残りの、西側は道路で、東側と南側に農地が広がっていますが、差替え資料に示されているとおり、雨水は敷地内に雨水浸透柵を設置して敷地勾配を施し流れるようにすること、および、生活排水は公共下水道へ接続する計画になっています。また、もし周辺農地に被害が生じた場合は、申請者の責任において対処する、とのことでした。

以上のことから、周辺の農地への影響は特に認められず、転用はやむを得ないと考えます。ご審議をよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 2 は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 2 は異議なしとします。

議長：次に、議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号 1 について、私より説明致します。

議長：貸付人、借受人ともに大島の方です。貸付人は高齢になってきていまして経営規模縮小ということで、借受人は町内に 8 反歩以上の農地を持っておられて、労力的にも男性 2 名、女性 3 名で農業経営されています。装備の点では、トラック 1 台、軽トラック 1 台、トラクター 1 台、SS1 台、草刈機 1 台となっております。

農地の場所は、地図の 7 ページになります。桃源荘や西部の揚水機場がある辺りで、2 筆ありますけれども、2 筆にまたがって南側約半分を貸借するというので、併せて 1,500 m<sup>2</sup>が申請地となります。現在リンゴが植えられていますが、引き続きリンゴ栽培を行うということです。以上です。

議長：質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。

続いて、番号 2 および番号 3 について、関連していますので一括して事務局より説明願います。

事務局：2 番三田委員さんがご欠席のため、三田委員さんにご準備いただきました説明を代わりに事務局がお伝えします。

借受人が同一のため、一括審議でお願いします。

まず、番号 2 についてです。地図は 8 ページをご覧ください。申請地は、雁田山の山裾の北に位置しています。貸付人は県外の方です。貸付人の妻は今でも雁田地区に住んでいて、母親の介護をしながら所有する農地を耕作していますが、手の回らない分として、この農地については、以前は知人の方に使ってもらっていたそうです。しかし、その知人が亡くなってしまったため、新たな借り手を探そうと、町農地バンクに登録をしていました。一方、借受人は大規模に果樹や米を作っている農業法人で、町内には多くの借受地があります。経営規模拡大を続けているなかで、町農地バンクの仲介により話が進み、このたび借り受けていただけることになった、とのことでした。

次に番号 3 についてです。地図は 2 ページと 9 ページに 1 筆ずつ示しております。まず 1 筆目は 2 ページで、北岡神社から北方向に約 150m の所です。2 筆目は 9 ページで、国道 403 号線の矢島沖交差点から東に 2 区画進んだ所の道沿い、南側です。

貸付人は北岡の方です。高齢になってきたため、借り手を探されていたところ、近所にお住まいの方から借受人が付近の農地の借り受けを順次進めていると聞いて、直接本人が依頼をし、引き受けてもらえることになったのだそうです。

借受人については以前から何度か議案説明の際に紹介をしていますが、農地所有適格法人であり、労力は本人のほかに母親、妻、息子の 4 名体制、所有する農機具は、トラクター 3 台、コンバイン 2 台、田植機 1 台、乾燥機 3 台、籾摺り機 1 台、色彩選別機 2 台、SS1 台、乗用草刈機 1 台、となっています。距離は、自宅からは車でそれぞれ 10 分以内となっています。申請地はいずれも水田で、借受人はそのまま米の栽培を引き継ぐ計画となっています。

米の栽培の方は六川沖の区域を中心に相当の面積を問題なく耕作していらっしゃいます。また、最近では番号 3 の 1 筆目の付近でも集積を進めていまして、今回の借受地もこれまでに集積した水田の隣地となっています。農地の集積も進みますし、諸要素について問題ないと思われるため、心配ないと考えております。以上です。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 2 および番号 3 は決定としたいがよろしいでしょうか。異

議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 および番号 3 は決定とします。

続いて、番号 4 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 8 ページをご覧ください。申請地は、岩松院の近くにあるふるさと創造館の所の十字路を北へ進んだ区域内にあります。

貸付人は雁田の方、借受人は須坂市のお住まいの方です。

貸付人は高齢で自力ではすべての所有農地に手が回らないため、この農地については昨年 11 月までは別の方に貸し付けていましたが、借受人の方が管理できなくなって返されてしまったため、次の借り手を探していました。一方、借受人は現在でも雁田地区内にいくつか借受地があり、営農していたところで貸借の依頼があり、話がまとまったものです。

借受人は、主にブルーンを栽培されている方です。労力は本人 1 名です。所有する農機具は、SS1 台、乗用草刈機 1 台、軽トラック 1 台、となっています。距離は、須坂市の自宅からは車で 15 分程度です。申請地はブルーンの畑で、借受人はそのままブルーン栽培を引き継ぐ計画です。

現在、同地区内で議案書記載の面積を耕作していらっしゃる、ご様子を見ている限り、今回も問題なく耕作していただけるものと思われまます。

議長：質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 4 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 4 は決定とします。

続いて、番号 5 から番号 7 までの 3 件について、関連していますので一括して、事務局より説明願います。

事務局：地図は 10 ページをご覧ください。申請地は、JA ライスセンターの南東の区域内にあります。

貸付人は番号順に六川、雁田、須坂市の方で、借受人は信濃町の方です。3 つの案件すべての賃貸借契約について、一斉に平成 24 年 4 月 1 日から 10 年間の利用権設定を行い、今年 3 月末で契約期間を満了しております。再設定の申請が間に合わなかったため、今回は新規扱いとなっているものです。

契約条件については前回同様です。作付作物については、以前は花の苗のみでしたが、現在は野菜の苗も育てていまして、期間満了後の今でも実際は借受が続いており、今後も引き続き花と野菜の苗を育てていく計画です。

議長：質問等ありましたらお願いします。

3 番岩崎委員：この方は、信濃町から通ってやられているのですか。

事務局：本人もちろんいますが、雇用もしています。世帯としては本人と奥様 1 名で、雇用している方が 11 名、という規模です。

議長：他に質問ございますか。

—質問—

議長：他に質問が無ければ、番号 5 から番号 7 までの 3 件は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 5 から番号 7 までの 3 件は決定とします。

続いて、番号 8 について、3 番岩崎委員より説明願います。

3 番岩崎委員：地図は 11 ページです。借受人の方は何年か前まで認定新規就農者だった方で、ブドウを主体にやられている方です。貸付人はその里親だった方です。貸付人は徐々に耕作を減らしている状況です。

申請理由に「契約期間超過により再契約」とあるように、もともと貸し借りをしていたのですが、契約更新するのを忘れていたとのことで、改めて契約するものです。

この土地は面積が小さいものですから、ブドウを栽培するのではなく、ブドウの苗を植えておきたいという意向です。労力については、本人と奥様です。自宅からは 5 分位で行けますし、農機具も揃っていますので問題は無いと思います。以上です。

議長：質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 8 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 8 は決定とします。

続いて、番号 9 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 8 ページをご覧ください。申請地は、雁田山の山裾の北側に位置しています。

貸付人は雁田の方、借受人は町内の農地所有適格法人です。平成 29 年 5 月 14 日より約 5 年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容については前回同様、引き続きリンゴを栽培する計画となっています。

議長：質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 9 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 9 は決定とします。  
続いて、番号 10 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 12 ページをご覧ください。申請地は、松村団地の横を通るくだもの街道脇の西側に位置しています。

貸付人は県外の方、借受人は松村の方です。平成 24 年 5 月 1 日より 10 年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続き栗を栽培する計画となっています。

議長：質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 10 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 10 は決定とします。  
続いて、番号 11 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 13 ページをご覧ください。申請地は、町立つすみ保育園の北、中条の集落の中にあります。

貸付人、借受人ともに中条の方です。平成 22 年 6 月 1 日より 12 年間の利用権設定をしていますが、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様で、引き続きブドウを栽培する計画となっています。

議長：質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 11 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 11 は決定とします。  
続いて、番号 12 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 10 ページをご覧ください。申請地は、雁中排水処理場の手前の三叉路を北へ進んで、長野電鉄の線路を越えた所の西の区域に位置しています。

譲渡人は高山村の方、譲受人は公益財団法人です。

譲渡人は農家ですが、小布施町内の所有地はこの1筆だけで、4年前までは中野市の方に貸し付けていたのですが、それが契約更新されず、自作地に戻ってからも通うのに不便を感じていたため、手放すことを希望されていました。このたび、同じ高山村にお住まいのある方と話が進み、売却できる運びとなり、具体的な話を進めていくなかで長野県農業開発公社を通じて売買することになったものです。申請地は水田で、売買した後も米栽培が続けられる予定と伺っております。

今回は、譲渡人から長野県農業開発公社への申請を行い、来月以降、譲受人となる方に売り渡されることとなります。

議長：質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号12は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号12は決定とします。

議長：次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1および番号2について、関連していますので一括して、事務局より説明願います。

事務局：借受人が同一なので一括して報告させていただきます。

借受人は林の方、また、貸付人はそれぞれ押羽と長野市の方となっています。地図は14ページをご覧ください。該当地は、側道と深沢川に囲まれた区域内にあります。

平成30年1月1日から令和4年12月末まで4年間の賃貸借契約を結んでいましたが、借受人が介護を要する状況となり、耕作できなくなったため、記載の期日をもって合意解約したものです。

議長：ご質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

続いて、番号3について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人は中条の方、借受人は中子塚の方です。地図は11ページをご覧ください。該当地は、中子塚神社からくだもの街道へ向かう道の北側の区域内にあります。

令和2年4月1日から令和6年3月末まで4年間の賃貸借契約を結んでいましたが、借受人の方から高齢になってきたので返したいとの申出があり、貸付人がこれに応じて合意解約したものです。

議長：ご質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

続いて、番号4について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人は北岡の方、借受人は町内の農地所有適格法人です。地図は3ページをご覧ください。

該当地は、押羽地区の浄照寺から見て北西の、牛舎の付近に位置しています。この法人はこの牛舎を中心として周辺一帯の約8反歩で牧場経営をしています。この該当地は平成30年4月より賃貸借契約によって利用していたところですが、所有権移転により法人の所有とする話がまとまったため、このたび記載の日付で賃貸借契約を合意解約したものです。

この件の詳細は、先ほどの議案第1号番号4において議長よりご説明いただきましたとおりです。

議長：ご質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

続いて、番号5について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人は須坂市、借受人は山王島の方ですが、両者の関係は親子ということですので。地図は6ページをご覧ください。該当地は林の交差点の南西約200mのところですよ。

親子間で使用貸借の契約をして、息子の借受人として管理していましたが、ここに借受人である息子の子供の家を建てたいということで、母と息子の使用貸借の関係を合意解約したものです。

こちらの件につきましては、関連が議案第2号番号2の案件でして、この解約により、転用の許可申請をしたということになります。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

閉会（午後3時38分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和4年4月27日

小布施町農業委員会長

議事録署名委員

議事録署名委員